

別紙1-1-4 各条における申請対象設備
(第7条・第34条：津波による損傷の防止)

目 次

1. 概要
2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け
3. 系統として安全機能（設計要件）を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証
4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するもの検証

1. 概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙2に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備・機器について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙2にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、適合性を説明するために必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

第7条・第34条 津波による損傷の防止において、申請対象設備はない。
申請対象設備がないことを確認した別紙2を別紙1-1-40に示す。

3. 系統として安全機能（設計要件）を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

施設を構成する設備等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として安全機能（設計要件）を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に係る対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

第7条・第34条 津波による損傷の防止において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する機器はない。

4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙2で基本設計方針との紐づけにより該当する設備のうち、「機器単体で技術基準への適合を達成するための設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

第7条・第34条 津波による損傷の防止において、「機器単体として機能、性能を達成する設備」に該当する機器はない。

また、「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」においても、該当する機器はない。